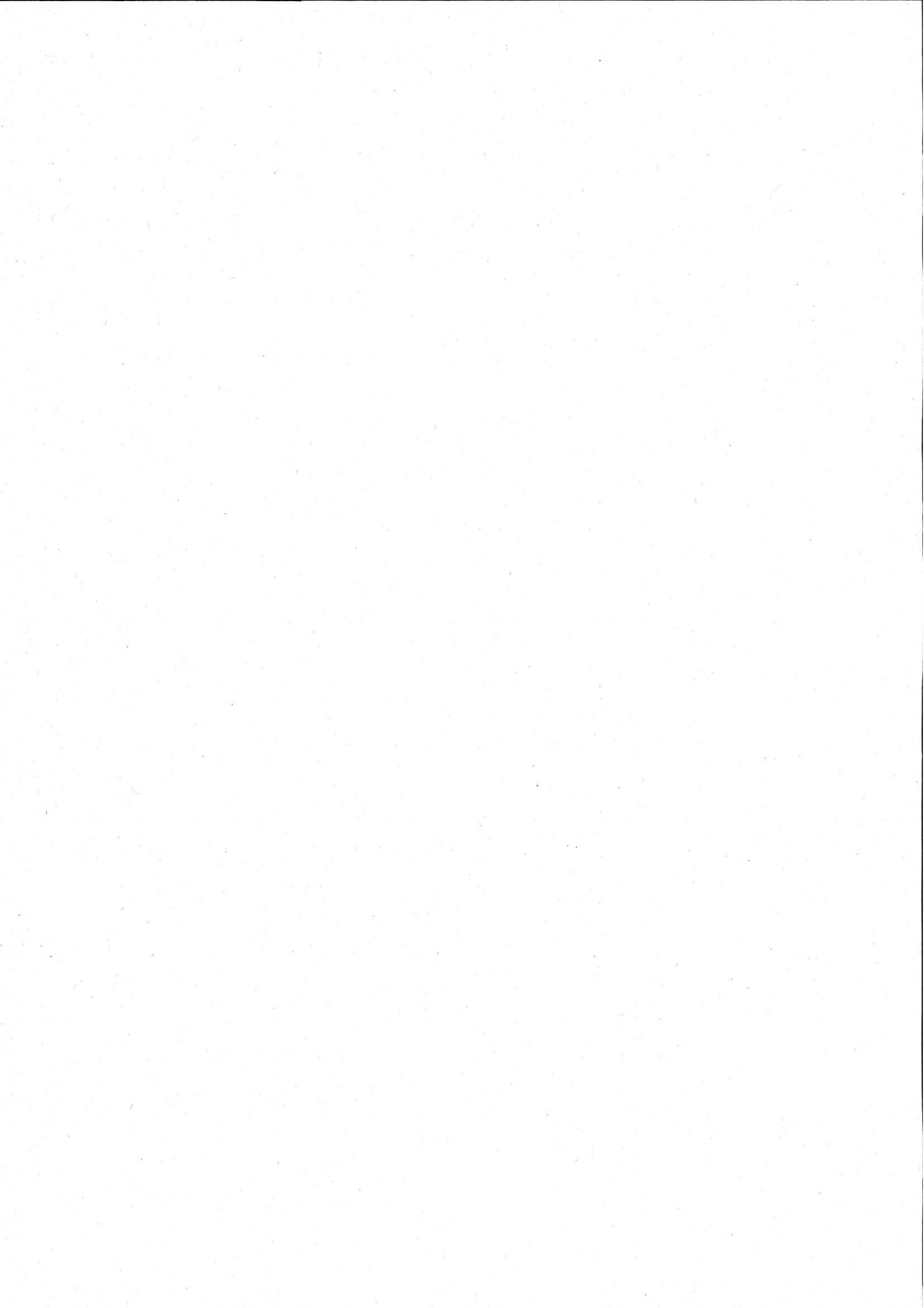


令和4年度 福岡地方最低賃金審議会  
第2回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・ デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（電気機械器具製造業関係）……………	3
資料No.3	令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業）	5
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業：労働者側） 【令和4年8月17日：第2回運営小委員会資料】	9
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業：使用者側） 【令和4年8月17日：第2回運営小委員会資料】	11
資料No.5	令和4年 福岡県賃金実態調査結果…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業）	13



令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ <sup>とみやま あつし</sup> 富山 敦	弁護士
	○ <sup>ひらい さわこ</sup> 平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	<sup>みやざき ひさゆき</sup> 宮崎 久幸	公認会計士
労働者代表委員	<sup>おきなか きとし</sup> 沖中 聡志	パナソニック アプライアンス労働組合 福岡・佐賀地区支部 執行委員長
	<sup>おだ すくる</sup> 小田 卓	西部電機労働組合 執行委員長
	<sup>なかむら たかゆき</sup> 中村 貴征	電機連合福岡地方協議会 事務局長
使用者代表委員	<sup>おがた せいごう</sup> 緒方 正剛	株式会社キューヘン 総務部長
	<sup>たかまつ ゆうた</sup> 高松 雄太	株式会社安川電機 人事労務本部 人事労務改革部長
	<sup>よしおか ひでき</sup> 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である



令和3年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(電気機械)

資料No. 2

(令和3年度最賃額順)

加重平均額:919円(※)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R2年度最賃額	R3年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R3	県最賃額未滿	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪	A	電気機械	966	994	28	2.90%	28	992		2	100.2%	32,250
2	埼玉	A	電子部品	954	981	27	2.83%	28	956		25	102.6%	34,180
3	千葉	A	電気機械	954	981	27	2.83%	28	953		28	102.9%	14,470
4	京都	B	電気機械	936	957	21	2.24%	28	937		20	102.1%	29,790
5	福岡	C	電気機械	927	947	20	2.16%	28	870		77	108.9%	21,520
6	栃木	B	電気機械	913	940	27	2.96%	28	882		58	106.6%	15,860
7	静岡	B	電気機械	920	939	19	2.07%	28	913		26	102.8%	48,320
8	滋賀	B	精密機械・電気機械	917	939	22	2.40%	28	896		43	104.8%	25,230
9	新潟	C	電気機械	910	936	26	2.86%	28	859		77	109.0%	19,710
10	群馬	C	電気機械	910	935	25	2.75%	28	865		70	108.1%	17,780
11	山梨	B	電気機械	914	934	20	2.19%	28	866		68	107.9%	14,880
12	茨城	B	精密機械・電気機械	904	932	28	3.10%	28	879		53	106.0%	34,420
13	兵庫	B	電気機械	902	930	28	3.10%	28	928		2	100.2%	38,410
14	三重	B	電気機械	906	927	21	2.32%	28	902		25	102.8%	28,460
15	北海道	C	電気機械	895	924	29	3.24%	28	889		35	103.9%	6,730
16	広島	B	電気機械	897	924	27	3.01%	28	899		25	102.8%	16,050
17	山口	C	電気機械	893	921	28	3.14%	28	857		64	107.5%	3,890
18	愛媛	D	電気機械	895	921	26	2.91%	28	821		100	112.2%	3,720
19	長野	B	精密機械・電気機械	894	916	22	2.46%	28	877		39	104.4%	56,810
20	香川	C	電気機械	886	913	27	3.05%	28	848		65	107.7%	5,400
21	徳島	C	電気機械	888	911	23	2.59%	28	824		87	110.6%	9,500
22	岐阜	C	電気機械	887	907	20	2.25%	28	880		27	103.1%	12,750
23	岡山	C	電気機械	878	904	26	2.96%	28	862		42	104.9%	11,090
24	愛知	A	電気機械	901	901	★ 0	★ 0.00%	28	955	○	-54	94.3%	
25	石川	C	電気機械	870	896	26	2.99%	28	861		35	104.1%	10,830
26	奈良	C	電気機械	883	891	● 8	● 0.91%	28	866		25	102.9%	1,050
27	宮城	C	電気機械	864	890	26	3.01%	28	853		37	104.3%	15,640
28	神奈川	A	電気機械	890	890	申出無し		28	1040	○	-150	85.6%	
29	富山	B	電気機械	851	879	28	3.29%	28	877		2	100.2%	12,150
30	山形	D	電気機械	846	872	26	3.07%	29	822		50	106.1%	16,850
31	佐賀	D	電気機械	839	867	28	3.34%	29	821		46	105.6%	7,150
32	長崎	D	電気機械	837	864	27	3.23%	28	821		43	105.2%	6,790
33	大分	D	電気機械	835	864	◎ 29	3.47%	30	822		42	105.1%	12,640
34	熊本	D	電気機械	836	863	27	3.23%	28	821		42	105.1%	11,210
35	秋田	D	電気機械	836	861	25	2.99%	30	822		39	104.7%	7,030
36	青森	D	電気機械	833	859	26	3.12%	29	822		37	104.5%	7,360
37	福井	C	電気機械	857	857	★ 0	★ 0.00%	28	858	○	-1	99.9%	
38	福島	D	電気機械	834	856	22	2.64%	28	828		28	103.4%	30,280
39	島根	D	電気機械	825	853	28	3.39%	32	824		29	103.5%	7,200
40	岩手	D	電気機械	820	847	27	3.29%	28	821		26	103.2%	11,650
41	鹿児島	D	電気機械	815	842	27	3.31%	28	821		21	102.6%	13,340
42	宮崎	D	電気機械	803	831	28	◎ 3.49%	28	821		10	101.2%	8,630
43	東京	A	電気機械	829	829	申出無し		28	1041	○	-212	79.6%	
44	鳥取	D	電気機械	809	825	16	1.98%	29	821		4	100.5%	7,750
45	高知	D	電気機械	793	793	★ 0	★ 0.00%	28	820	○	-27	96.7%	

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未滿」も当該算定には含めず。



## 令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970	3,975	57.0%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		21,520	9,182	42.7%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,800	9,904	43.4%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,550	8,601	90.1%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,120	5,633	37.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

## 令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労働 者割合  $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	(参考) 差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争			適用労働 者数(A)	現在の特定 最低賃額 (D)
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		3,975人	57.0%	1,018円	38円
					6,970人		980円	103.88%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		9,182人	42.7%	1,003円	56円
					21,520人		947円	105.91%
令和4年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		9,904人	43.4%	1,005円	48円
					22,800人		957円	105.02%
令和4年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 秀幸	○		8,601人	90.1%	1,004円	45円
					9,550人		959円	104.69%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンゼン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,633人	37.3%	900円	3円
					15,120人		897円	100.33%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入



令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 本社・〇〇工場・〇〇工場	〇〇労働組合 〇〇労働組合	令和4年3月25日	86名	¥1,003	¥991	¥1,037
〇〇株式会社	〇〇労働組合連合会 〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月31日	499名	¥1,079	¥1,070	¥1,066
	〇〇労働組合 〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月31日	317名	¥1,079	¥1,070	¥1,066
	〇〇労働組合連合会 〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月31日	383名	¥1,079	¥1,070	¥1,066
〇〇株式会社	〇〇労働組合連合会 〇〇労働組合	令和4年4月1日	409名	¥1,079	¥1,070	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	502名	¥1,050	¥1,038	¥1,039
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月24日	136名	¥1,015	¥1,002	¥1,002
〇〇株式会社 〇〇事業所	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年3月16日	429名	¥1,074	¥1,061	¥1,058
株式会社〇〇 〇〇工場	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月9日	1,445名	¥1,074	¥1,061	¥1,058
株式会社〇〇 〇〇工場	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月9日	407名	¥1,074	¥1,061	¥1,058
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年5月9日	511名	¥1,165	¥1,165	—
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年5月1日	1,756名	¥1,042	¥1,017	¥1,001
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年4月7日	415名	¥1,049	¥1,019	¥1,029
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月15日	383名	¥1,032	¥1,020	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年3月31日	230名	¥1,082	¥1,056	¥1,062
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月1日	100名	¥1,008	¥987	¥987
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年3月18日	113名	¥1,030	¥1,030	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月31日	336名	¥1,030	—	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月31日	275名	¥1,030	—	—
〇〇株式会社	〇〇労働組合 〇〇支部	令和4年5月31日	450名	¥1,030	—	—
合計			9,182名	最低 ¥1,003	最低 ¥987	最低 ¥987



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業は、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、回復に向かってきました。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機械器具などは、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた、テレワーク・リモートワークなど新しい働き方を支えており、引き続き、DX、カーボンニュートラルなどの大変革への対応にあたって、IoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)など電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かしていくことが期待されています。

また、コロナ禍においては、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上させる必要

性、経済の好循環を生み出す必要性などから、特定(産業別)最低賃金の引上げの流れの継続性は、厳しい状況下にあっても維持する必要があります。

- (3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。
- (4) 2022年総合労働条件改善闘争(以下、2022年闘争)において、電機連合は定期昇給相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、昨年を上回る1,500円以上の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を及ぼす状況下において、9年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の期待に応え得るとともに、電機産業労使の社会的役割を果たし、「人への投資」の継続が重要であるとの力強いメッセージを届けることができたものと考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映する必要があります。
- (5) 2022年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、2,000円の引上げをはかり、月額166,500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値155.365時間)は、約1,071円となります。一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は947円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額と比較して低位にあり、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。
- (6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(947円)は、鉄鋼(980円)輸送用機械(957円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善が求められます。

産業全体としてはコロナ禍前に回復しつつあるものの、原材料・エネルギー価格の高騰、部品不足などの影響が業種・規模・地域によって大きく異なる現下の状況下だからこそ、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで合意形成をはかっていくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は、コロナ禍による落ち込みから持ち直しつつあるが、円安や資源価格上昇により消費者物価は上昇しており、下振れリスクも生じている。内閣府は7月25日に2022年度の実質成長率が2.0%になるとの試算をまとめ、1月に閣議決定した見通し(3.2%)を大幅に下方修正した。中国・上海のロックダウンやウクライナ危機によるインフレなどで世界経済が減速し、設備投資や輸出が鈍っている。

・設備投資については、日本政策投資銀行が8月4日に発表した「設備投資計画調査」によると2022年度計画は、対前年比全産業で+26.8%の19兆6188億円となった。製造業は30.7%増であり、EVや半導体などの関連投資や自動化に対応するための産業用ロボットの能力増強などがけん引する。また、非製造業は24.8%増となり、東京都心などで不動産開発が相次ぐほか、鉄道会社によるバリアフリー対策の投資も目立つ。

・雇用動向について、九州・沖縄の2021年度平均の有効求人倍率は1.14倍で、全国の年度平均(1.16倍)を下回った。有効求人倍率は前の年度から0.09ポイント改善したが、コロナ禍直前の2019年度(1.40倍)に届かなかった。そのうち、福岡県は0.02ポイント改善の1.08倍とほぼ横ばいだった。

直近の6月では、九州・沖縄の有効求人倍率は1.24倍に上昇し、そのうち福岡県は

宿泊業などで求人が増え、1.17倍と3か月連続で上昇した。

・中小企業庁の「中小企業景況調査(2022年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(前期比季調値)は全産業で▲28.6、製造業においては▲11.3と上昇傾向にあるものの、原材料費の高騰などもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2022年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、9年連続の賃金改善要求(水準改善2,000円以上)に対して、1,500円の水準改善の妥結となった。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、4,000円の引き上げ要求に対して、2,000円の引き上げの166,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比+0.40%の2.14%(全産業2.84%)であった。

・以上の通り、昨年に比べて景気は回復の動きはみられるが、次の通り、景気下振れリスクが、景気回復のブレーキとなることが懸念される。

①ウクライナ情勢悪化による資源価格上昇や日米金利差拡大を受けた円安によって物価が上昇しており、消費者マインド悪化、実質購買力の低下を通じて、感染収束後の消費の回復を抑制する、②コスト増加によって企業業績が悪化し、それが設備投資や雇用・賃金の削減につながる、③世界的な物価上昇を背景に、米国をはじめとした各国で金融政策が引き締めへ転じており、金利上昇が世界経済の回復ペースを鈍らせる、④上海ロックダウンの影響など物流の混乱により生産制約や品不足が深刻化する。

また、新型コロナウイルス感染症も感染力の高い派生型の登場で再拡大の動きを見せ、重層的な景気減速要因となっている状況であり、企業の固定的な負担となる賃上げの判断については、極めて慎重に判断すべきである。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



令和4年

福岡県賃金実態調査結果

(電子部品・デバイス・電子回路、電気  
機械器具、情報通信機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

## 目 次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（電気機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	7
4	令和4年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	8
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	10
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	12
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	13
6	最低賃金に関する基礎調査票	14



## 調査の概要

### 1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

### 2 調査区域

福岡県全域

### 3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)

E29 (電気機械器具製造業)

E30 (情報通信機械器具製造業)

} 常用労働者100人未満  
規模の民営事業所

から、一定の方法により抽出した事業所とした。

### 4 調査対象期間及び労働者

令和4年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

### 5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は223事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の136事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

### 6 集計項目

就業形態別、規模別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

### 7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
410	6,151	229	782	114	1,792	67	3,577

※ 表中の事業所数は「事業所母集団データベース(令和2年次フレーム)」に基づく母集団数である。

日本標準産業分類  
(電気機械器具製造業関係)

【28 電子部品・デバイス・電子回路製造業】

280 管理, 補助的経済活動を行う事業所

2800 主として管理事務を行う本社等

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所をいう。

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。

2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路, 薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル, プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品

主として抵抗器, コンデンサ, 変成器及び複合部品(回路の標準化に適合させるため, 従来の抵抗器, コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所をいう。

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

主としてスピーカ, マイクロホン, ヘッドホンなどの部品, 磁気ヘッド及び, 小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)を製造する事業所をいう。

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ, スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード, メモリースティック, その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク, 磁気ディスク, 磁気テープ等を製造する事業所をいう。

284 電子回路製造業

2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット(受信用チューナ、受信用アンテナなど)及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器(電力用を除く)、磁性材部分品(粉末や金によるもの)など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

【29 電気機械器具製造業】

290 管理、補助的経済活動を行う事業所

2900 主として管理事務を行う本社等

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより駆動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

2912 変圧器類製造業(電子機器用を除く)

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として遮断器、電気制御装置及び避雷装置を製造する事業所をいう。

2915 配線器具・配線付属品製造業

主として配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)を製造する事業所をいう。

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

2922 内燃機関電装品製造業

主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)

主として蓄電器(電子機器用を除く)、電気窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

293 民生用電気機械器具製造業

2931 ちゅう房機器製造業

主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。

2932 空調・住宅関連機器製造業

主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。

2933 衣料衛生関連機器製造業

主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。

2939 その他の民生用電気機械器具製造業

主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

294 電球・電気照明器具製造業

2941 電球製造業

主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。

2942 電気照明器具製造業

主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

295 電池製造業

2951 蓄電池製造業

主として蓄電池を製造する事業所をいう。

2952 一次電池(乾電池、湿電池)製造業

主として一次電池(乾電池、湿電池)を製造する事業所をいう。

296 電子応用装置製造業

2961 X線装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。

2962 医療用電子応用装置製造業

主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。

2969 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

297 電気計測器製造業

2971 電気計測器製造業(別掲を除く)

主として電気計測器を製造する事業所をいう。

2972 工業計器製造業

主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。

2973 医療用計測器製造業

主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

299 その他の電気機械器具製造業

2999 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

【30 情報通信機械器具製造業】

300 管理、補助的経済活動を行う事業所(30 情報通信機械器具製造業)

3000 主として管理事務を行う本社等

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、搬送装置、有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

3012 携帯電話機・PHS電話機製造業

主として携帯電話機、PHS電話機を製造する事業所をいう。

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線

応用機器を製造する事業所をいう。

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

302 映像・音響機械器具製造業

3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置(デジタルカメラを除く)又は画像再生装置を製造する事業所をいう。

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品(完成品)を製造する事業所をいう。

303 電子計算機・同附属装置製造業

3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)

主としてデジタル形電子計算機(プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る)を製造する事業所をいう。

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業

所をいう。

**3033 外部記憶装置製造業**

主として中央処理装置(CPU)が入出力チャンネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

**3034 印刷装置製造業**

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

**3035 表示装置製造業**

主として表示装置(CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。

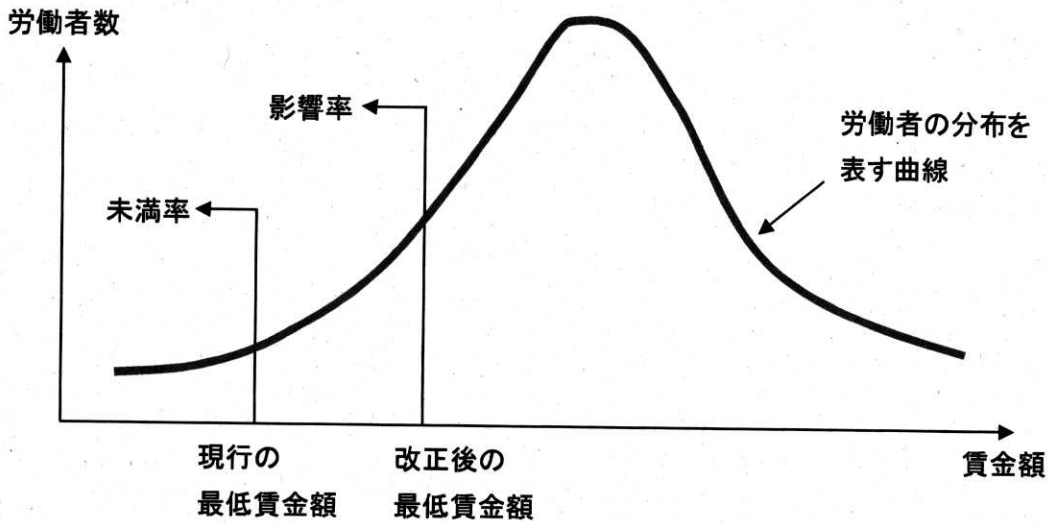
**3039 その他の附属装置製造業**

主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。



賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

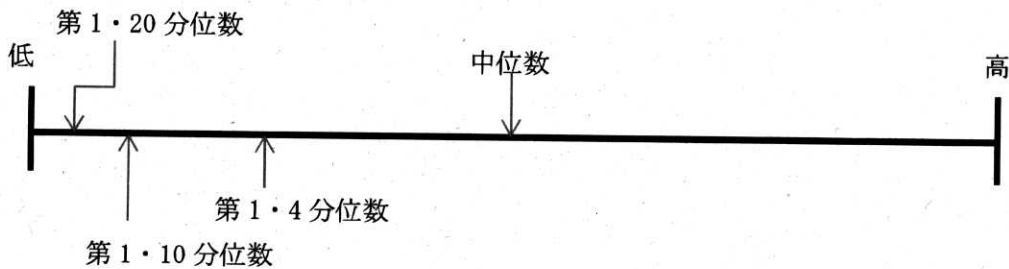
集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる  
同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和4年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～936	589	9.6	9.6	174	3.5	3.5	415	34.1	34.1
937	2	0.0	9.6	2	0.0	3.6	0	0.0	34.1
938	0	0.0	9.6	0	0.0	3.6	0	0.0	34.1
939	0	0.0	9.6	0	0.0	3.6	0	0.0	34.1
940	26	0.4	10.0	0	0.0	3.6	26	2.1	36.2
941	6	0.1	10.1	0	0.0	3.6	6	0.5	36.7
942	0	0.0	10.1	0	0.0	3.6	0	0.0	36.7
943	3	0.0	10.2	3	0.1	3.6	0	0.0	36.7
944	0	0.0	10.2	0	0.0	3.6	0	0.0	36.7
945	0	0.0	10.2	0	0.0	3.6	0	0.0	36.7
946	0	0.0	10.2	0	0.0	3.6	0	0.0	36.7
947	181	2.9	13.1	12	0.2	3.9	169	13.9	50.6
948	9	0.2	13.3	6	0.1	4.0	3	0.2	50.8
949	3	0.0	13.3	0	0.0	4.0	3	0.2	51.1
950	96	1.6	14.9	25	0.5	4.5	71	5.8	56.9
951	2	0.0	14.9	2	0.0	4.6	0	0.0	56.9
952	19	0.3	15.2	19	0.4	5.0	0	0.0	56.9
953	0	0.0	15.2	0	0.0	5.0	0	0.0	56.9
954	3	0.0	15.3	3	0.1	5.0	0	0.0	56.9
955	29	0.5	15.7	0	0.0	5.0	29	2.3	59.2
956	6	0.1	15.9	0	0.0	5.0	6	0.5	59.8
957	9	0.2	16.0	9	0.2	5.2	0	0.0	59.8
958	0	0.0	16.0	0	0.0	5.2	0	0.0	59.8
959	3	0.0	16.1	3	0.1	5.3	0	0.0	59.8
960	72	1.2	17.2	22	0.4	5.7	49	4.1	63.8
961	0	0.0	17.2	0	0.0	5.7	0	0.0	63.8
962	0	0.0	17.2	0	0.0	5.7	0	0.0	63.8
963	6	0.1	17.3	6	0.1	5.8	0	0.0	63.8
964	6	0.1	17.4	6	0.1	6.0	0	0.0	63.8
965	32	0.5	17.9	26	0.5	6.5	6	0.5	64.4
966	0	0.0	17.9	0	0.0	6.5	0	0.0	64.4
967	0	0.0	17.9	0	0.0	6.5	0	0.0	64.4
968	0	0.0	17.9	0	0.0	6.5	0	0.0	64.4
969	13	0.2	18.1	6	0.1	6.6	6	0.5	64.9
970	70	1.1	19.3	13	0.3	6.9	57	4.7	69.6
971	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6
972	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6
973	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6
974	2	0.0	19.3	2	0.0	6.9	0	0.0	69.6
975	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6
976	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6
977	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6



令和4年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
978	0	0.0	19.3	0	0.0	6.9	0	0.0	69.6
979	19	0.3	19.6	0	0.0	6.9	19	1.6	71.1
980	19	0.3	19.9	6	0.1	7.1	13	1.0	72.2
981	2	0.0	20.0	2	0.0	7.1	0	0.0	72.2
982	0	0.0	20.0	0	0.0	7.1	0	0.0	72.2
983	0	0.0	20.0	0	0.0	7.1	0	0.0	72.2
984	3	0.0	20.0	3	0.1	7.2	0	0.0	72.2
985	15	0.2	20.3	9	0.2	7.3	6	0.5	72.7
986	2	0.0	20.3	2	0.0	7.4	0	0.0	72.7
987	0	0.0	20.3	0	0.0	7.4	0	0.0	72.7
988	2	0.0	20.4	0	0.0	7.4	2	0.2	72.9
989	6	0.1	20.4	6	0.1	7.5	0	0.0	72.9
990	16	0.3	20.7	0	0.0	7.5	16	1.3	74.2
991	3	0.0	20.8	3	0.1	7.6	0	0.0	74.2
992	6	0.1	20.9	0	0.0	7.6	6	0.5	74.7
993	6	0.1	21.0	6	0.1	7.7	0	0.0	74.7
994	0	0.0	21.0	0	0.0	7.7	0	0.0	74.7
995	6	0.1	21.1	0	0.0	7.7	6	0.5	75.2
996	0	0.0	21.1	0	0.0	7.7	0	0.0	75.2
997	9	0.2	21.2	9	0.2	7.9	0	0.0	75.2
998 ~ 999	6	0.1	21.3	0	0.0	7.9	6	0.5	75.8
1,000 ~ 1,009	89	1.5	22.8	61	1.2	9.1	28	2.3	78.1
1,010 ~ 1,019	88	1.4	24.2	65	1.3	10.5	22	1.8	79.9
1,020 ~ 1,029	55	0.9	25.1	24	0.5	10.9	31	2.6	82.5
1,030 ~ 1,039	89	1.5	26.5	25	0.5	11.4	65	5.3	87.8
1,040 ~ 1,049	92	1.5	28.0	65	1.3	12.8	27	2.2	90.0
1,050 ~ 1,059	96	1.6	29.6	71	1.4	14.2	25	2.0	92.0
1,060 ~ 1,069	40	0.7	30.2	40	0.8	15.0	0	0.0	92.0
1,070 ~ 1,079	67	1.1	31.3	58	1.2	16.2	9	0.7	92.7
1,080 ~ 1,089	31	0.5	31.8	24	0.5	16.7	6	0.5	93.3
1,090 ~ 1,099	74	1.2	33.0	71	1.4	18.1	2	0.2	93.5
1,100 ~ 1,199	399	6.5	39.5	393	8.0	26.1	6	0.5	94.0
1,200 ~ 1,299	575	9.3	48.9	547	11.1	37.2	27	2.2	96.2
1,300 ~ 1,399	457	7.4	56.3	441	8.9	46.1	16	1.3	97.5
1,400 ~ 1,499	431	7.0	63.3	416	8.4	54.5	14	1.2	98.7
1,500 ~	2258	36.7	100.0	2,243	45.5	100.0	16	1.3	100.0
計	6,151	100.0		4,934	100.0		1,217	100.0	
月平均賃金額	236,350			264,779			121,080		
月一人当たり労働時間数	161			170			124		
第1・20分位数	878			954			870		
第1・10分位数	940			1,015			870		
第1・4分位数	1,028			1,175			900		
中位数	1,318			1,450			947		
時間当たり平均額	1,453			1,570			979		

令和4年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～936	51	6.5	6.5	321	17.9	17.9	217	6.1	6.1
937	2	0.3	6.8	0	0.0	17.9	0	0.0	6.1
938	0	0.0	6.8	0	0.0	17.9	0	0.0	6.1
939	0	0.0	6.8	0	0.0	17.9	0	0.0	6.1
940	0	0.0	6.8	0	0.0	17.9	26	0.7	6.8
941	0	0.0	6.8	0	0.0	17.9	6	0.2	7.0
942	0	0.0	6.8	0	0.0	17.9	0	0.0	7.0
943	0	0.0	6.8	3	0.2	18.1	0	0.0	7.0
944	0	0.0	6.8	0	0.0	18.1	0	0.0	7.0
945	0	0.0	6.8	0	0.0	18.1	0	0.0	7.0
946	0	0.0	6.8	0	0.0	18.1	0	0.0	7.0
947	2	0.3	7.1	6	0.3	18.4	172	4.8	11.8
948	0	0.0	7.1	3	0.2	18.6	6	0.2	12.0
949	0	0.0	7.1	3	0.2	18.8	0	0.0	12.0
950	12	1.5	8.6	33	1.8	20.6	51	1.4	13.4
951	2	0.3	8.9	0	0.0	20.6	0	0.0	13.4
952	0	0.0	8.9	0	0.0	20.6	19	0.5	13.9
953	0	0.0	8.9	0	0.0	20.6	0	0.0	13.9
954	0	0.0	8.9	3	0.2	20.8	0	0.0	13.9
955	0	0.0	8.9	3	0.2	20.9	26	0.7	14.6
956	0	0.0	8.9	0	0.0	20.9	6	0.2	14.8
957	0	0.0	8.9	3	0.2	21.1	6	0.2	15.0
958	0	0.0	8.9	0	0.0	21.1	0	0.0	15.0
959	0	0.0	8.9	3	0.2	21.3	0	0.0	15.0
960	0	0.0	8.9	27	1.5	22.8	45	1.3	16.2
961	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	0	0.0	16.2
962	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	0	0.0	16.2
963	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	6	0.2	16.4
964	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	6	0.2	16.6
965	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	32	0.9	17.5
966	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	0	0.0	17.5
967	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	0	0.0	17.5
968	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	0	0.0	17.5
969	0	0.0	8.9	0	0.0	22.8	13	0.4	17.9
970	0	0.0	8.9	6	0.3	23.1	64	1.8	19.6
971	0	0.0	8.9	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
972	0	0.0	8.9	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
973	0	0.0	8.9	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
974	2	0.3	9.2	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
975	0	0.0	9.2	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
976	0	0.0	9.2	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
977	0	0.0	9.2	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6

令和4年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

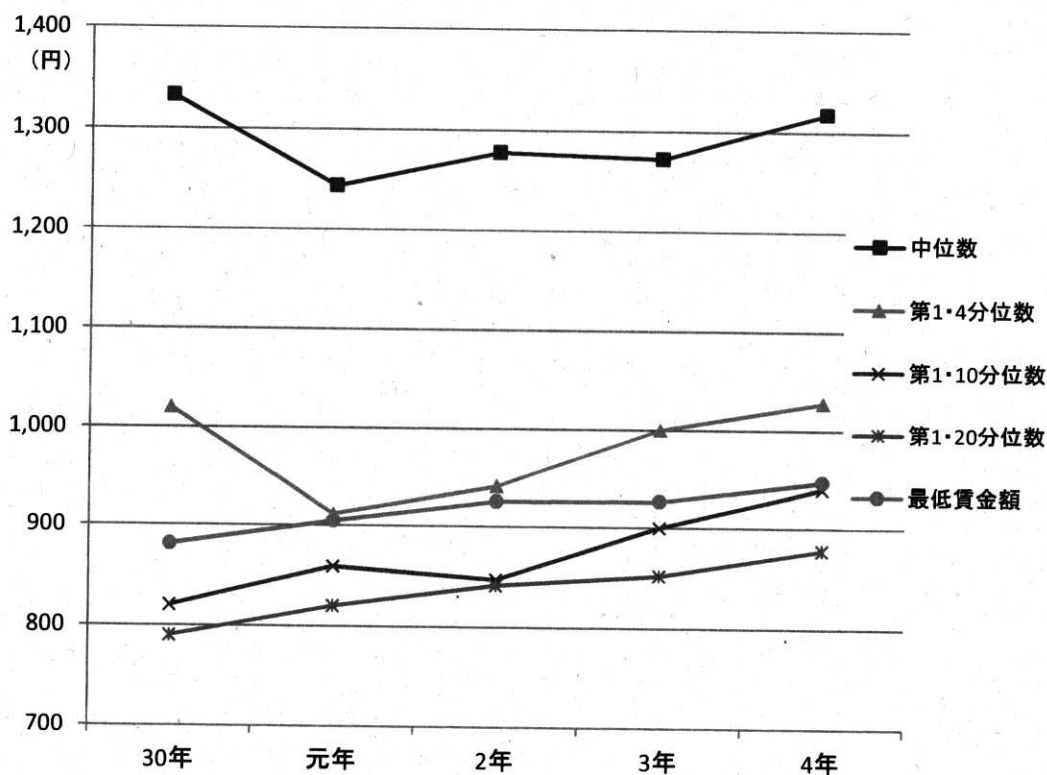
1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
978	0	0.0	9.2	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
979	19	2.5	11.7	0	0.0	23.1	0	0.0	19.6
980	0	0.0	11.7	0	0.0	23.1	19	0.5	20.2
981	2	0.3	12.0	0	0.0	23.1	0	0.0	20.2
982	0	0.0	12.0	0	0.0	23.1	0	0.0	20.2
983	0	0.0	12.0	0	0.0	23.1	0	0.0	20.2
984	0	0.0	12.0	3	0.2	23.3	0	0.0	20.2
985	2	0.3	12.3	6	0.3	23.6	6	0.2	20.4
986	2	0.3	12.6	0	0.0	23.6	0	0.0	20.4
987	0	0.0	12.6	0	0.0	23.6	0	0.0	20.4
988	2	0.3	12.9	0	0.0	23.6	0	0.0	20.4
989	0	0.0	12.9	6	0.3	23.9	0	0.0	20.4
990	0	0.0	12.9	3	0.2	24.1	13	0.4	20.7
991	0	0.0	12.9	3	0.2	24.3	0	0.0	20.7
992	0	0.0	12.9	0	0.0	24.3	6	0.2	20.9
993	0	0.0	12.9	0	0.0	24.3	6	0.2	21.1
994	0	0.0	12.9	0	0.0	24.3	0	0.0	21.1
995	0	0.0	12.9	0	0.0	24.3	6	0.2	21.2
996	0	0.0	12.9	0	0.0	24.3	0	0.0	21.2
997	0	0.0	12.9	3	0.2	24.4	6	0.2	21.4
998 ~ 999	0	0.0	12.9	0	0.0	24.4	6	0.2	21.6
1,000 ~ 1,009	14	1.8	14.8	24	1.3	25.7	51	1.4	23.0
1,010 ~ 1,019	2	0.3	15.1	15	0.8	26.6	70	2.0	25.0
1,020 ~ 1,029	5	0.6	15.7	18	1.0	27.6	32	0.9	25.9
1,030 ~ 1,039	10	1.2	16.9	48	2.7	30.2	32	0.9	26.8
1,040 ~ 1,049	10	1.2	18.2	12	0.7	30.9	70	2.0	28.7
1,050 ~ 1,059	12	1.5	19.7	33	1.8	32.7	51	1.4	30.2
1,060 ~ 1,069	2	0.3	20.0	6	0.3	33.1	32	0.9	31.1
1,070 ~ 1,079	7	0.9	20.9	15	0.8	33.9	45	1.3	32.3
1,080 ~ 1,089	0	0.0	20.9	18	1.0	34.9	13	0.4	32.7
1,090 ~ 1,099	7	0.9	21.8	9	0.5	35.4	57	1.6	34.3
1,100 ~ 1,199	75	9.5	31.4	101	5.6	41.0	224	6.3	40.5
1,200 ~ 1,299	99	12.6	44.0	176	9.8	50.8	300	8.4	48.9
1,300 ~ 1,399	65	8.3	52.3	143	8.0	58.8	249	7.0	55.9
1,400 ~ 1,499	63	8.0	60.3	119	6.6	65.4	249	7.0	62.9
1,500 ~	310	39.7	100.0	619	34.6	100.0	1,329	37.1	100.0
計	782	100.0		1,792	100.0		3,577	100.0	
月平均賃金額	236,011			229,877			239,667		
月一人当たり労働時間数	158			159			162		
第1・20分位数	900			870			900		
第1・10分位数	979			891			947		
第1・4分位数	1,127			1,000			1,020		
中位数	1,363			1,293			1,325		
時間当たり平均額	1,480			1,411			1,469		

## 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(全労働者)

	30年	元年	2年	3年	4年	対前年比
中位数	1,333	1,244	1,278	1,273	1,318	+45
第1・4分位数	1,020	912	941	1,000	1,028	+28
第1・10分位数	820	859	847	900	940	+40
第1・20分位数	790	820	841	852	878	+26
最低賃金額	881	905	926	927	947	+20
未満率	13.7%	13.5%	20.8%	12.7%	10.2%	-2.5
影響率	17.2%	28.9%	21.6%	18.0%		

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額		947円	
未満率		10.2%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	948	13.12	807
2	2	0.21	949	13.28	817
3	3	0.32	950	13.33	820
4	4	0.42	951	14.89	916
5	5	0.53	952	14.92	918
6	6	0.63	953	15.23	937
7	7	0.74	954	15.23	937
8	8	0.84	955	15.28	940
9	9	0.95	956	15.75	969
10	10	1.06	957	15.85	975
11	11	1.16	958	16.00	984
12	12	1.27	959	16.00	984
13	13	1.37	960	16.05	987
14	14	1.48	961	17.22	1,059
15	15	1.58	962	17.22	1,059
16	16	1.69	963	17.22	1,059
17	17	1.80	964	17.31	1,065
18	18	1.90	965	17.43	1,072
19	19	2.01	966	17.95	1,104
20	20	2.11	967	17.95	1,104
21	21	2.22	968	17.95	1,104
22	22	2.32	969	17.95	1,104
23	23	2.43	970	18.14	1,116
24	24	2.53	971	19.28	1,186
25	25	2.64	972	19.28	1,186
26	26	2.75	973	19.28	1,186
27	27	2.85	974	19.28	1,186
28	28	2.96	975	19.33	1,189
29	29	3.06	976	19.33	1,189
30	30	3.17	977	19.33	1,189
31	31	3.27	978	19.33	1,189
32	32	3.38	979	19.33	1,189
33	33	3.48	980	19.64	1,208
34	34	3.59	981	19.95	1,227
35	35	3.70	982	19.98	1,229



※ 市区町村番号	
※ 事業所番号	
※ 産業分類番号	天 中 小 細
※ 事業所 電話番号	
※ 対象 区分	

### 最低賃金に関する実態調査

### 最低賃金に関する基礎調査票

(令和4年6月)

枚のうち 枚目

厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

#### 【記入上の注意】

- ※欄は記入しないでください。
- 令和4年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和4年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。(太線)の中について記入して下さい。
- 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
- で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。
- (注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。イ、事業主、社長、ロ、理事、取締役などの役員、ハ、家族従業員
- (注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

① 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

#### 1. 事業所に関する事項(注)

事業所の労働者数(注1)  
(臨時、パートを含む)  
令和4年6月1日現在

男	人
女	人
計	人

#### 2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

(1) 連番 10人目以降は十の位を記入してください。	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名(イニシャル)等方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのときに分かるようにしておいてください。)	(3) 性別		(4) 就業形態 (パートと一般の労働者に比べ、労働時間や労働日数が少ない者が多いです。)	(5) 年齢 6月1日現在	(6) 勤続年数 5月31日現在 6月1日現在 6月30日現在	(7) 職種又は仕事の内容 ※(※対象区分)が2の事業所のみ記入してください。 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃、片付け、洗浄、選別、はんだ付けなどと具体的に記入してください。 なお、技能習得中の場合は(技能習得中)と記入してください。	(8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 賃金形態が月給なら月給を、日給なら日給を、時間給なら時間給を、記入してください。 賞与がなく、欠勤することなく働いた場合(出来高制の場合は通常の能率で働いた場合)に支払われるべき金額を記入してください。	6月分の諸手当(月額)			(14) 1日の所定労働時間 休憩時間を除く。	※ 事務処理欄
		男	女						(9) 精皆勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。		
1		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
2		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
3		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
4		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
5		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
6		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
7		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
8		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
9		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		
0		1	2	1	2	1	2	3	1	2	3		

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

## 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額		947円	
未満率		10.2%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	948	13.12	807
2	2	0.21	949	13.28	817
3	3	0.32	950	13.33	820
4	4	0.42	951	14.89	916
5	5	0.53	952	14.92	918
6	6	0.63	953	15.23	937
7	7	0.74	954	15.23	937
8	8	0.84	955	15.28	940
9	9	0.95	956	15.75	969
10	10	1.06	957	15.85	975
11	11	1.16	958	16.00	984
12	12	1.27	959	16.00	984
13	13	1.37	960	16.05	987
14	14	1.48	961	17.22	1,059
15	15	1.58	962	17.22	1,059
16	16	1.69	963	17.22	1,059
17	17	1.80	964	17.31	1,065
18	18	1.90	965	17.43	1,072
19	19	2.01	966	17.95	1,104
20	20	2.11	967	17.95	1,104
21	21	2.22	968	17.95	1,104
22	22	2.32	969	17.95	1,104
23	23	2.43	970	18.14	1,116
24	24	2.53	971	19.28	1,186
25	25	2.64	972	19.28	1,186
26	26	2.75	973	19.28	1,186
27	27	2.85	974	19.28	1,186
28	28	2.96	975	19.33	1,189
29	29	3.06	976	19.33	1,189
30	30	3.17	977	19.33	1,189
31	31	3.27	978	19.33	1,189
32	32	3.38	979	19.33	1,189
33	33	3.48	980	19.64	1,208
34	34	3.59	981	19.95	1,227
35	35	3.70	982	19.98	1,229

## 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件 名		福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		947円	
未 満 率		10.2%			
項 番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引 上 げ 額	引 上 げ 率	引 上 げ 後 時 間 額		
36	36	3.80	983	19.98	1,229
37	37	3.91	984	19.98	1,229
38	38	4.01	985	20.03	1,232
39	39	4.12	986	20.27	1,247
40	40	4.22	987	20.32	1,250
41	41	4.33	988	20.32	1,250
42	42	4.44	989	20.35	1,252
43	43	4.54	990	20.45	1,258
44	44	4.65	991	20.71	1,274
45	45	4.75	992	20.76	1,277
46	46	4.86	993	20.86	1,283
47	47	4.96	994	20.96	1,289
48	48	5.07	995	20.96	1,289
49	49	5.17	996	21.07	1,296
50	50	5.28	997	21.07	1,296
51	51	5.39	998	21.22	1,305
52	52	5.49	999	21.27	1,309
53	53	5.60	1,000	21.33	1,312
54	54	5.70	1,001	21.47	1,321
55	55	5.81	1,002	21.62	1,330
56	56	5.91	1,003	21.76	1,339